

古河市立古河第三中学校PTA会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は古河市立古河第三中学校PTAと称し、事務所を古河第三中学校に置く。

第2章 目的

第2条 本会は父母又はこれに代わるもの（以下保護者という）と教師とが協力して家庭と社会における生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

第3章 活動及び方針

第3条 本会は前条の目的をとげるため次の活動をする。

- 1 学校と家庭の緊密な連絡によって良好な教育環境が備わるよう活動する。
- 2 本会は教育的な活動をするため営利的、宗教的、政治的な行為は行わない。
- 3 本会は学校の人事その他管理には干渉しない。

第4章 会員及び会費

第4条 本会の会員となることのできる者は次のとおりとする。

- 1 古河市立古河第三中学校に在籍する生徒の保護者とする。
- 2 校長及び教職員

第5条 本会の会員は会費を納めるものとする。会費は1会員月額200円とする。

第6条 会員は総て平等の義務と権利を有する。

第5章 役員

第7条 本会は次の役員をおく。

会	長	1名		
副	会	長	4名以内（保護者	3名以内、教員側
会	計		4名以内（保護者	3名以内、教員側
書	記		4名以内（保護者	3名以内、教員側
会	計	監	査	委
員		員		員
		3名		（各学年より
				1名）

第8条 本会の役員の任期は1年とする。但し、再任をさまたげない。任期を過ぎても後任者決定までは、その職にあたる。役員は、他の役員、会計監査委員を兼ねることはできない。

第9条 役員の選出は次のようにして行われる。

- 1 本会の会長、副会長は年度始めの総会で決め、会計、書記は会長が委嘱し総会に報告する。
- 2 本会の会長、副会長の選出は各学年正副委員長及び専門委員会正副委員長によって役員選考委員会を構成の上選考し、年度始めの総会に於いて承認を求める。
- 3 会計監査委員は学年委員によって各学年より1名選考し、年度始めの総会に於いて承認を求める。

第10条 会長以外の役員に欠員の生じたときは、運営委員会（第18条）がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第6章 機関及び運営

第11条 本会は次の機関をもつ。

- 1 総 会
- 2 運営委員会

第12条 会長は次の職務を行う。

- 1 総会及び運営委員会を招集し、会議の議長となる。
- 2 運営委員会の承認を得て、特別委員会の委員長を委嘱する。会長及び副会長は、役員選考委員会及び会計監査委員会を除く、すべての集会に参加し意見を述べることができる。

第13条 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

第14条 書記は次の職務を行う。

- 1 総会及び運営委員会の議事並びに本会の活動に関する重要事項を記録する。
- 2 本会に関する資料、通信記録、その他の書類等を保存する。
- 3 本会の庶務を行う。

第15条 会計は次の職務を行う。

- 1 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
- 2 総会において会計監査委員会の監査を経た決算報告をする。
- 3 この会の財産を管理する。
- 4 予算の立案について協議する。

第7章 総 会

第16条 総会は毎年1回年度始めに会長が招集する。但し運営委員会が必要と認めたとき又は、会員の10分の1以上の要求があった時は会長は臨時総会を招集する。

- 2 議会の議事は出席者の過半数で決する。

第17条 総会に付議する事項は次の通りとする。

- 1 会則の制定並びに変更
- 2 予算の決定と決算の承認
- 3 本会の事業に関する事
- 4 会務の報告

第8章 運営委員会

第18条 運営委員会は会長、副会長、会計、書記、並びに学年正副委員長、各専門委員会正副委員長で構成し、会長が必要と認めた時、これを招集することができる。

- 2 その任務は次のとおりとする。

- 1 各種委員会によって立案された事業計画の審議検討
- 2 総会に提出する議案の作成
- 3 その他の事業の執行に関する事項
- 4 P T Aの運営全般についての研究
- 5 必要がある場合は特別委員会を設けることができる。

第9章 学年委員会，専門委員会

第19条 本会は学年委員会を設け，必要に応じて委員会を開催する。

第20条 学年委員会には次の役員をおく。

委 員 長	1名
副 委 員 長	2名
書 記	1名

- 2 正副委員長は委員の互選とする。但し，副委員長1名及び書記は教員より選出し，任期は1年とする。

第21条 学年委員会は学級委員によって構成し，学年の会員を対象とする集会及び行事を企画し，実施する。

- 2 学年委員会のもとに家庭教育学級をおく。

第22条 本会は総会の決議事項を専門的に執行するために，専門委員会を設ける。専門委員会の正副委員長は互選とし，任期は1年とする。

- 2 専門委員会の委員は会長が委嘱する。

第23条 専門委員会には次の委員会をおく。

広報委員会

- 1 本会の会報を発行する。
- 2 会員に対して本会の理解を深めるよう努める。
- 3 他のPTA並びに関係諸団体に対し情報の伝達，意見の交換に努める

保健体育委員会

- 1 各種運動行事への参画協力をする。
- 2 保健衛生に関する施設や環境の整備の充実を図る。
- 3 各種保健衛生の行事への協力をする。
- 4 生徒の体育向上について施策する。

教養文化委員会

- 1 教養文化教育に関する行事の企画をし実施する。
- 2 教育実施の充実に努める。
- 3 文化祭等の行事に参画協力をする。

健全育成委員会

- 1 生徒が校内や校外において，健全な生活を安心して送れるよう必要に応じた取り組みを行う。
- 2 交通安全教育に関する情報交換指導等を通じて交通安全に協力する。
- 3 本会と同じ目的をもつ他の団体または他機関との連絡を密にする。

第24条 本会は顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱し，任期を1年とする。但し，再任をさまたげない。

第10章 会 計

- 第25条 本会の会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 第26条 本会の経費は会費，寄付金及びその他の収入をもってあてる。
- 第27条 本会の経理は総会によって議決された予算に基づいて行われる。但し年度の中で特別の事情が生じたときは，運営委員会の議決をへて，修正をすることができる。
- 第28条 会計監査委員会は当該年度の会計を監査し，その結果を年度始めの総会において報告する。

第11章 付 則

- 第29条 本会の会則の変更は，総会において出席者の3分の2以上の賛成をもって決める。
- 第30条 本会は古河市内小中学校PTA連絡協議会に加入し，相互に連絡をとり本会の発展に資する。
- 第31条 各自治会に町内分会を設けることができる。
- 第32条 会員の慶弔については別にこれを定める。
- 第33条 個人情報の取り扱いについては別にこれを定める。
- 第34条 本会則は昭和59年4月1日より実施する。

昭和60年5月1日一部改正

平成2年4月28日一部改正

平成3年4月27日一部改正

平成8年4月23日一部改正

平成10年4月24日一部改正

平成13年4月27日一部改正

平成14年4月24日一部改正

平成22年4月28日一部改正

平成30年4月27日一部改正

古河第三中学校 P T A 表彰規定

第 1 条 会員の表彰はこの規定による。

第 2 条 表彰の種類は、甲種、乙種の 2 種類とする。

第 3 条 甲種表彰とは退職された教職員の表彰をいう。

第 4 条 乙種表彰とは教職員以外の会員でその資格を失うもののうち、概ねつぎのことに該当し、かつ運営委員会において承認を受けたものとする。

- 1 運営委員在任 2 年以上で P T A 活動に熱心であった者
- 2 P T A 活動に特に協力した者

第 5 条 本規定にはないが表彰を必要とする場合運営委員会の議決を経て行う。

第 6 条 本規定は運営委員会において改定することができる。

第 7 条 本規定は昭和 5 9 年 4 月 1 日から適用する。

平成 8 年 4 月 1 日 一部改正
平成 2 7 年 5 月 7 日 一部改正
平成 3 0 年 2 月 1 5 日 一部改正

古河市立古河第三中学校教育振興会会則

- 第1条 本会は、古河第三中学校教育振興会といたし事務所を古河第三中学校におく。
- 第2条 本会は、古河第三中学校の教育振興に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。
- 1 本校の施設、設備の充実、助成に必要なこと。
 - 2 本校生徒の文化活動の助成に必要なこと。
 - 3 本校生徒の体育奨励振興に関すること。
 - 4 その他目的達成に必要なこと。
- 第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同した者をもって組織する。会費は会員一律年額1万円とする。
- 第5条 本会の経費は会費及び寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 第6条 この会に次の役員をおく。
- P T A本部役員に準ずる。（P T A会則 第7条）
- 第7条 会長、副会長、会計、書記はP T Aの会長、副会長、会計、書記が兼任する。
- 第8条 幹事はP T Aの専門委員会及び学年委員会の正副委員長とする。
- 第9条 総会は毎年1回会長が招集する。但し、必要に応じて臨時総会を行うことができる。
- 第10条 総会に付議する事項は次の通りとする。
- 1 会則の制定並びに変更
 - 2 予算の決定並びに決算の承認
 - 3 本会の事業に関すること
 - 4 会務の報告
- 第11条 幹事会は会長、副会長、幹事で構成し、会長が必要と認めた時これを招集する。その機能は次の通りとする。
- 1 総会の決議事項の処理
 - 2 会務の分担
 - 3 事業の企画
 - 4 総会に提出する議案の作成
 - 5 その他
- 第12条 学校長はこの会のいずれの会議にも出席して意見を述べることができる。
- 第13条 本会の会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第14条 会計監査はP T Aの会計監査3名があたる。
- 付則 1 本会は昭和59年4月1日より実施する。

平成 8年4月23日 一部改正
平成29年4月28日 一部改正

古河第三中学校PTA慶弔規定

第1条 古河第三中学校PTA会員の慶弔に関しては本規定の定めるところにより贈呈する。

第2条 弔事に対しては次の基準のよる。

- 1 在籍生徒の死亡 5,000円
- 2 会員の死亡 5,000円

第3条 火災、風水害等を受けた場合の見舞いは次の基準による。

会員に対するもの 5,000円

第4条 特別の事情があつて前各条の基準により難しい場合又は本規定に明文はないが、贈呈を必要とする場合においては運営委員会の議を経て決定する。

第5条 本規定は運営委員会において決定することができる。

第6条 本規定は、昭和59年4月1日から適用する。

平成 3年4月27日一部改正
平成12年4月21日一部改正
平成27年5月 7日一部改正